

佐織地区地域し尿処理施設使用料 改定案

(消費税及び地方消費税の額は含まない。)

○基本使用料 (1 使用月)

- ・世帯当たりから水量制へ変更し基本使用料を 1,000 円とする。
- 東八幡浄化センター : 3,181 円/(1 世帯) ⇒ 1,000 円
- 西八幡団地浄化センター: 4,272 円/(1 世帯) ⇒ 1,000 円
- 諸桑団地浄化センター : 3,909 円/(1 世帯・2 人まで) ⇒ 1,000 円

○10 m³当りの改定率

- 東八幡: 52.85%DOWN 【3,181 円/(1 世帯) ⇒ 1,500 円/10 m³】
- 西八幡: 64.89%DOWN 【4,272 円/(1 世帯) ⇒ 1,500 円/10 m³】
- 諸 桑: 61.63%DOWN 【3,909 円/(1 世帯・2 人まで) ⇒ 1,500 円/10 m³】

○超過使用料

改定案①

- ・3 段階の区分とする。
- ・100 m³超～は、公共下水道と同じ 2 割増しとする。
- 設定なし ⇒ 0 m³超～ 10 m³まで 50 円
- 設定なし ⇒ 10 m³超～100 m³まで 150 円
- 設定なし ⇒ 100 m³超～ 180 円

改定案②

- ・4 段階の区分とする。
- ・100 m³超～は、公共下水道と同じ 2 割増しとする。
- 設定なし ⇒ 0 m³超～ 10 m³まで 50 円
- 設定なし ⇒ 10 m³超～100 m³まで 150 円
- 設定なし ⇒ 100 m³超～200 m³まで 180 円
- 設定なし ⇒ 200 m³超 210 円

改定案③

- ・公共下水道と同じ区分とし 0 m³超～10 m³までを追加する。
- ・10 m³超～は、公共下水道と同じ使用料とする。
- 設定なし ⇒ 0 m³超～ 10 m³まで 50 円
- 設定なし ⇒ 10 m³超～ 50 m³まで 150 円
- 設定なし ⇒ 50 m³超～100 m³まで 180 円
- 設定なし ⇒ 100 m³超～500 m³まで 210 円
- 設定なし ⇒ 500 m³超 240 円